第７回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成２６年１２月２５日（木）午後４時００分より
於：島原市有明庁舎３階大会議室

第７回　島原市農業委員会総会

１．開会日時　　平成２６年１２月２５日（木）　　１６時００分

２．閉会時間　　平成２６年１２月２５日（木）　　１６時５６分

３．開催場所　　有明庁舎　３階大会議室

４．出席委員者の数　　３０名

５．欠席委員者の数　　１名

６．議案

第１号議案　　農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請について
第２号議案　　農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請について
第３号議案　　農地法第４条の規定による許可処分の取消願について
第４号議案　　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について
第５号議案　　農地法第５条の規定による許可処分の取消願について
第６号議案　　農地法第４条の規定による許可申請について
第７号議案　　農地法第５条の規定による許可申請について
第８号議案　　非農地証明願いについて
第９号議案　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
第１０号議案　　中間管理機構を介した農用地利用集積計画（案）について

７．報告事項

報告第１号　　合意解約通知書について
報告第２号　　使用貸借解約通知書について

午後４時００分開始

議長

只今より、第７回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番　・・・・・　委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第２１条第３項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則　　第１５条第２項の規定により、議長が指名することになっており、・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員を指名します。

議長

第１号議案　農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請の１番から３番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第１号議案　農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請について、説明します。

１番の譲渡人は、・・・・の・・・・・さん、譲受人は、・の・・・・さんです。畑１２筆９，３２０平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は１２，１７４平方メートルで、農機具は、トラクター１台、バインダー１台、トラック１台の農業機械器具を所有し、乳牛４９頭を肥育しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、２番の譲渡人は、・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・・さんです。畑５筆１，６１４平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は７，２９６平方メートルで、農機具は、トラクター１台、耕耘機１台、管理機１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、３番の譲渡人は、・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・さんです。田１筆１，０６７平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は１２，３６２．９８平方メートルで、農機具は、トラクター１台、管理機２台、田植え機１台、コンバイン１台、バインダー１台、キャリー１台、動噴１台、トラック１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の譲受人は、酪農家で３８年の農作業暦があります。

妻と父の３人で酪農を営んでおり、水稲、イタリアン、みかんを作付し、通作距離は車で５分から１５分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に２番について、・番　・・・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の２番について報告します。

２番の譲受人は、農家で２０年の農作業暦があります。

さつまいも、ジャガイモ、りんご、柿、みかんを作付し、通作距離は徒歩で５分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に３番について、・番　・・・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の３番について報告します。

３番の譲受人は、兼業農家で４０年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻の４人で農業を営んでおり、水稲、大根、レタス、バレイショ、みかんを作付し、通作距離は車で３分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第１号議案の１番から３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第１号議案　農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請の１番から３番は許可することに決定します。

次に、第２号議案　農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番と、第３号議案　農地法第４条の規定による許可処分の取消願の１番は関連がありますので、同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第２号議案　農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番及び第３号議案　農地法第４条の規定による許可処分の取消願の１番の申請人は・・・の・・・・・さん、申請地　・・・丙・・・・番、丙・・・・番の、２筆を平成５年・月・・日付長崎県指令５農政第・・・・号で農業用施設の建築のための農地法第４条の許可を受けておりましたが、資金の都合により・・・丙・・・・番地に集約し建築したため、計画変更の申請と、それに伴い、転用を行わなかった部分については農地として利用したいということで、農地法第４条の規定による許可処分の取消願いが出ております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第２号議案　農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番及び第３号議案　農地法第４条の規定による許可処分の取消願の１番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、現地を確認したところ、・・・・・番地には農舎等が建築されており、・・・・・番地は農地として利用されておりましたので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第２号議案　農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番及び第３号議案　農地法第４条の規定による許可処分の取消願の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の１番　計画変更承認申請を認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

並びに、第３号議案の１番　許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案　農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番及び第３号議案　農地法第４条の規定による許可処分の取消願の１番については認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第４号議案　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番、同じく２番、及び第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の３番は関連がありますので、同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番、同じく２番及び第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の３番について、計画変更承認申請の１番の当初計画者は・・・・・さんで、平成２年・月・・日付長崎県指令２農政第・・・・号で貸家建築の許可を受けておりましたが、普賢岳噴火のため計画を中断していました。その後、・・道路に用地を買収され貸家を建築する余地がなくなりました。

また、同じく計画変更承認申請の２番の当初計画者も・・・・・さんで、平成２年・月・・日付長崎県指令２農政第・・・・号で住宅建築の許可を受けておりましたが、普賢岳噴火のため計画を中断していました。そういったなか、・・さん自身が高齢になり娘と同居することになり、・・・に引っ越したため計画を中止しました。今回は、・・さんの・・・・・にあたる・・・・の・・・・・さんが、自宅を建築したいとの申し出があり、今回、第７号議案の３番で農地法第５条の申請があっております。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域であることから、第３種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第４号議案　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番､同じく２番及び第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の３番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、住宅部分につきましては、北側は道路、東側及び南側は水路を挟んで農地、西側は・・道路となっております。

雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております。

また、駐車場部分につきましては、北側及び西側は道路、東側は農地、南側は宅地となっております、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案　の１番、同じく２番及び第７号議案の３番についてご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の１番及び２番の　計画変更承認申請を認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

並びに、第７号議案の３番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請の１番及２番については認めることに決定し、県知事に進達します。

並びに、第７号議案　農地法第５条の規定による　許可申請３番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第５号議案　農地法第５条の規定による許可処分の取消願の１番を上程します。事務局の説

明を求めます。

事務局

第５号議案　農地法第５条の規定による許可処分の取消願の１番の願出人は・・・の・・・・・さんと・・・の・・・・さんで、平成７年・月・・日付長崎県指令７農政第・・・・号で資材置き場として許可を受けていましたが、進入路が狭く利用勝手が悪いため許可処分の取り消しを行いたいという願出です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。　・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第５号議案　農地法第５条の規定による許可処分の取消願の１番について報告します。

１番の申請地は・・・の一角にあり、現地を確認しましたが、農地転用の形跡は無かったため、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第５号議案　農地法第５条の規定による許可処分の取消願の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農地法第５条の規定による許可処分の取消願の１番は認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番については認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第６号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第６号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番の申請人は・・・の・・・・・さん。申請地２筆８２５平方メートルに、太陽光発電施設（３７１．２８平方メートル、４９．１０ｋｗ）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が１０㌶未満であることから、第２種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第６号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで宅地、東側は宅地及び農地、南側は申請者所有の農地、西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下及び水路放流ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第６号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第６号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第６号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請１番の賃貸人は・・・・・・の・・・・・さん、賃借人は・・・の・・・・・・　・・・・・・・・・・・・　理事　・・・・・、申請地２筆２，００９平方メートル借り受け、木造瓦葺平屋建ての・・施設１棟の建築と、運動場及び来客用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第３種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、先日の現地調査のなかで、現地調査委員から現在この近辺に新設の道路が計画されていると聞いているが、今回の申請地はその道路用地にかかる恐れはないのか、との質問がありました。現地調査後、市の建設部に確認したところ、申請地は道路用地には含まれないと回答がありました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請１番について報告します。

１番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は賃借人の・・施設、西側は農地及び宅地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第７号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番は許可相当

と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の２番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請２番の譲渡人は・・の・・・・・さん、譲受人は・・・の・・・・・・　・・・　理事長　・・・・・、申請地２筆２，００８平方メートル譲り受け、職員駐車場及び・・来客用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第３種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請２番について報告します。

２番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側及び西側は里道を挟み水路、南側は宅地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第７号議案の２番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第７号議案　農地法第５条の規定による許可申請の２番は許可相当

と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第８号議案　非農地証明願の１番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局
申し出人は、・・・・の・・・・さんです。
申出地１筆１，０８３平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成５年５月１日頃より、災害復旧工事の現場事務所として使用されていました。その後、平成１６年頃現場事務所を解体し、その後は更地のままになっています。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長
只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・番　・・・・・　委員

現地調査員
第８号議案　非農地証明願いの１番について報告します。
１番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は農地、東側は山林、南側は道路、西側は里道を挟んで農地となっております。
現地を見ますと、２０年以上前から宅地として利用した跡があり、現在は更地のままですので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長
只今、説明がありましたが、第８号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長
ご意見等がありませんので、１番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長
異議なしと認めます。よって、第８号議案の１番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第２４条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員の退場を求めます。

（・・・・・　委員、・・・・・　委員　退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第９号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集８ページから１９ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	３８件	１０７筆	９８，７３４．２１㎡
耕作権の再設定	３４件	７５筆	６５，８７２．８８㎡
合　計	７２件	１８２筆	１６４，６０７．０９㎡

です。

なお、耕作権の新規設定の内　２６件　８１筆　７２，６５９．９１㎡につきましては、宇土山土地改良区と三会原土地改良区分の農地中間管理機構との農用地利用集積計画（案）の追加分です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集１９ページに記載のとおりで、２件　７筆　１６，５５６㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第９号議案は承認することに決定します。

・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員の入場を求めます。

（・・・・・　委員、・・・・・　委員　入場）

議長

・・・・・　委員、・・・・・　に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第１０号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第２４条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員の退場を求めます。

（・・・・・　委員、・・・・・　委員　退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第６号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は１０月と１１月の総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、三会原土地改良区分３３件と他１件分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の 10―(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

受け手は、・・・の・・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は２７，２７７㎡、農機具はトラクター１台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻の２名で、主に大根・白菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１８，３４９㎡、農機具はトラクター２台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・母の４名で、主に野菜等を作付されています。また、通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は９，８５１㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は４３，５７０．１４㎡、農機具はトラクター３台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は３１，７７９．９７㎡、農機具はトラクター３台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は８，８９５㎡、農機具はトラクター１台、トラック１台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１１，２８４㎡、農機具はトラクター１台、マルチャー２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２３，１５３㎡、農機具はトラクター３台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１４，９１８㎡、農機具はトラクター２台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は６９，２９６．３９㎡、農機具はトラクター３台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・母の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は４４，７７４．９６㎡、農機具はトラクター２台、トラック４台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の４名で、主に野菜等を作付されています。また、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１３，５５２㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・母の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１９，６５８㎡、農機具はトラクター２台、トラック４台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１０，０３４㎡、農機具はトラクター１台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・母の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２２，３６１．３５㎡、農機具はトラクター３台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻・母の５名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１６，９７３．５１㎡、農機具はトラクター３台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・母の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２４，３４８．６４㎡、農機具はトラクター４台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２０，２２９㎡、農機具はトラクター２台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１１，７０７㎡、農機具はトラクター２台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・母の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１０，３６５㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻の２名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２１，２４０．３０㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・母の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２３，８０５．６０㎡、農機具はトラクター３台、トラック１台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻の２名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は３７，２０５㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は３２，４９２㎡、農機具はトラクター１台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は３０，７１０．９３㎡、農機具はトラクター３台、トラック５台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２４，３９８．８７㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２２，２０６㎡、農機具はトラクター３台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は３２，３０２㎡、農機具はトラクター２台、トラック４台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・母の２名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１２，９２５㎡、農機具はトラクター１台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は１５，５４２㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２０，６５６㎡、農機具はトラクター２台、トラック２台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・母の３名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２１，４６９．７０㎡、農機具はトラクター１台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻の２名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は７，０９４㎡、農機具はトラクター１台、トラック１台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻の２名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は２８，５１３．６９㎡、農機具はトラクター３台、トラック１台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の４名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第６号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・・　委員の入場を求めます。

（・・・・・　委員、・・・・・　委員　入場）

議長

・・・・・　委員、・・・・・　委員に関する案件も含め、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答することに決定しましたので報告します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１号の合意解約通知書について説明します。

議案集２５ページに記載のとおりで、１０件　２７筆　２８，３８７㎡の届けがありました。

次に、報告第２号、使用貸借解約通知書については、議案集２６ページから２７ページで、１７件　３９筆　４８，９００．４５㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

これで、第７回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しましたので、第７回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後４時５６分